

◆◆◆ 「震度に関する検討会」始まる ～ 気象庁と消防庁 ～

気象庁は現行の地震の揺れの程度を表す「震度」について見直し、最適化を図るため、地方公共団体が設置する震度計を所管する消防庁と共同で「震度に関する検討会」を設置し、震度観測における課題等について検討するとしています。検討会は、翠川三郎東京工業大学教授を座長とする13名の学識委員と9名の行政委員で構成され、事務局は消防庁と気象庁が担当します。

地震の震度は、地震による揺れの強さを総合的に表す指標で、防災対応の重要な基準として利用されています。平成8年には、観測された震度の度合いによって、発生が予想される被害や現象がどのようなものかの目安を示した「震度階級関連解説表」が作成され現在に至っています。

「震度階級関連解説表」は、平成8年10月から適用され始めて以来10年以上が経過しており、その間発生した規模の大きな地震、例えば本年6月14日の岩手・宮城内陸地震や7月24日の岩手県沿岸北部の地震では、震度の大きさに比べて建物被害は少ないなどの新たな事例が得られたほか、耐震性の向上等により、実状と合わなくなった場合には内容を変更することとされていることから、今般「震度階級関連解説表」の変更の検討が「震度に関する検討会」で行われることになりました。さらに、震度の大きさと被害状況がそぐわない事例が出たひとつの原因として、震度計の設置が不適切なためではないかとの指摘もあり、設置条件等の不適切な観測点の点検とその扱いも今後の大きな課題となっています。

このようなことから、震度観測に関する課題を整理し、適切な震度観測に資するため、「震度に関する検討会」では、「震度階級関連解説表」の見直しのほか、地方公共団体設置の震度計の具体的な配置基準の検討及び設置条件等の不適切な観測点の点検とその扱い等についての検討を進めていくとしています。第1回の検討会は12月8日に開催され、今年度中を目途に、検討会としての検討結果を取りまとめることとされています。
(気象庁ホームページより)